## 岩手県監査委員告示第1号

包括外部監査結果の公表(平成30年岩手県監査委員告示第16号)により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年1月11日

 岩手県監査委員
 小
 野
 共

 岩手県監査委員
 千
 葉
 伝

 岩手県監査委員
 寺
 沢
 剛

 岩手県監査委員
 沼
 田
 由
 子

## 1 外部監査の種類

平成29年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件 (テーマ)

県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る財務事務の執行・管理について

3 監査委員告示

平成30年3月2日付け岩手県監査委員告示第16号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成30年12月13日

5 指摘事項及び措置内容

## (1) 指摘事項

ア 岩手県県税事務処理要綱(以下「事務処理要綱」という。)の改訂について(法人三税)

事務処理要綱その他に、法人申告書の訂正が必要となる誤びゅうの程度について判断基準が明示されていないため、同一の誤びゅうにもかかわらず、担当者の判断により、誤びゅう訂正に係る事務処理が異なっていた。

訂正決定書を省略できる誤びゅうの事項等を整理し、事務処理要綱の改訂を行う必要がある。

イ 訂正方法について(法人三税)

事務処理要綱において、法人申告書を訂正する場合には、法人申告書の当該欄を訂正して担当者の認印をするとともに余白にその旨を記載することとされているが、事務処理要綱に従っていない事案が散見された。

訂正が適切になされていることを、事後的に確認する意味においても、法人申告書の訂正は、事務処理要綱に記載されている訂正方法により、訂正する必要がある。

## (2) 措置内容

ア 事務処理要綱の改訂について(法人三税)

事務処理要綱を平成30年9月5日付けで改正の上、誤びゅうの程度を「納付すべき税額に影響を及ぼすもの」と「納付すべき税額に影響を及ぼさないもので明らかに誤りと判断できるもの」に分類、整理し、担当者の判断により、誤びゅう訂正に係る事務処理が異ならないよう措置した。

また、これについて、同日付けで各広域振興局長等に対して適切な事務処理を行うよう通知した。

イ 訂正方法について(法人三税)

事務処理要綱を平成30年9月5日付けで改正の上、法人申告書の訂正方法について、「納付すべき税額に影響を及ぼすもの」と「納付すべき税額に影響を及ぼさないもので明らかに誤りと判断できるもの」に分類、整理し、それぞれの訂正方法について明記した。

また、これについて、同日付けで各広域振興局長等に対して適切な事務処理を行うよう通知した。